

質問第四号

行政整理に因る退職者の勤続年限に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十六年十一月七日

参議院議長 佐藤 尚武殿

行政整理に因る退職者の勤続年限に関する質問主意書

今回の行政整理にあたり退職せしめられる公務員に対しては、恩給、手当等につき、特別の措置が講ぜられてゐることであるが、

(一) 司政官等として、徴用せられた者が、その際、退職手当の支給を受けなかつたか、若しくは極く少額の手当を受けた程度で、再就職した者については、その前年の年数を通算せられないやに伝えられるが、果して然りとせば甚だ苛酷ではないか。

(二) 司政官等として勤務した期間で、従来恩給法上除外されることになっている実在職期間は、今日これを通算しないことは、甚だ苛酷ではないか。

以上の二点につき、政府としての具体的の見解を承わりたい。